

経済財政改革の基本方針2007（抄）

（平成19年6月19日閣議決定）

第3章 21世紀型行財政システムの構築

3. 予算制度改革

【改革のポイント】

4. 政策評価を予算の効率化等に適切に反映する。

【具体的手段】

（4）政策評価の機能の発揮

平成19年末から次の方法で経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。

- ① 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べる。
- ② これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する。総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。